

賃貸借契約の初期費用に対する

助成金制度があります！



仲介手数料助成

民間賃貸住宅への転居の際に発生した仲介手数料の一部^{※1}を助成します。

例) 単身世帯 上限 53,700円

3~5人世帯 上限 69,800円

※1 生活保護法の世帯人員別の住宅扶助の限度額を上限とする。

債務保証料助成

民間賃貸住宅への入居または更新の際に、民間保証会社を利用した場合、債務保証料の一部を助成します。

上限 30,000円

対象となるのは区内在住で以下の1のいずれかに該当し、
2の要件を全て備える世帯です。



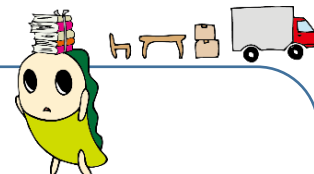
1. 対象となる世帯等

高齢者世帯	自立した日常生活が営める65歳以上の単身者又は65歳以上と60歳以上の方で構成されている世帯
ひとり親家庭	20歳未満の子を扶養している配偶者のいない方
障害者世帯	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳もしくは愛の手帳の交付を受けている方又はこれらの方が同居する世帯
子育て世帯	20歳未満の子を扶養している世帯
災害被災者 ^{※2}	地震、風水害、火災等により現に居住している住宅が被災した方
犯罪被害者 ^{※3}	犯罪等により被害を受けた方及びその家族
DV被害者 ^{※3}	配偶者または同居を共にする交際相手から暴力を受けた方

※2 災害被災者の方は「罹災証明書」の提出が必要です。

※3 犯罪・DV被害者の方は、事前に区のDV被害相談窓口で「確認書」の発行を受けて下さい。

2. 申込資格



- (1) 区内から区内への転居であること。
- (2) 世帯の所得の合計が所得基準以下^{※4}であること。
- (3) 仲介手数料及び債務保証料を、それぞれ申請者本人が負担していること。
- (4) 生活保護又は支援給付を受給していないこと。

※4 例) 単身 240万円。(扶養親族が1人増すごとに38万円加算。所得基準の詳細については居住支援協議会事務局(住宅課)へお問い合わせ下さい。)

3. 必要書類

以下の書類を揃え、区役所西棟5階・居住支援協議会窓口（住宅課）へお越しください。

- ① 障害者世帯は各種手帳の写し、災害被害者は罹災証明書、犯罪・DV被害者は「個別相談窓口」※2で交付される『確認書』
- ② 賃貸借契約書及び債務保証料契約書の写し（あれば重要事項証明書の写しも）
- ③ 仲介手数料及び債務保証料領収書
- ④ 前年の世帯の年間所得が確認できる書類（課税・非課税証明書。※税情報で確認できる場合は不要。）
- ⑤ 助成金振込口座がわかるもの（通帳等）
- ⑥ 印鑑（シャチハタは不可）



※2 犯罪・DV被害者の方の個別相談窓口

該当の方は、事前に下記相談窓口にて「確認書」の発行を受けた上でご申請下さい。

犯罪被害	●区民生活部犯罪被害者支援担当	TEL 03-5307-0620
DV被害	●すぎなみ DV 専用ダイヤル	TEL 03-5307-0622
	●杉並福祉事務所荻窪事務所	TEL 03-3398-9104
	●杉並福祉事務所高円寺事務所	TEL 03-5306-2611
	●杉並福祉事務所高井戸事務所	TEL 03-3332-7221

4. 注意事項

仲介手数料助成、債務保証料助成ともにご利用いただけるのはお一人1回のみです。
以前支給を受けられた方は2回目の支給をお受けになることはできません。

5. 居住支援協議会と協定を結んでいる保証会社

☆下記以外の保証会社をお使いの場合も、助成金制度はご利用いただけます。

日本セーフティー㈱	港区芝 5-36-7 三田ベルジュビル 8階	0120-34-6225
フォーシーズ㈱	港区新橋 5-13-7 4 C'S 新橋ビル	0120-565-906
㈱Casa (カーサ)	新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 30階	03-6863-3964
エルズサポート㈱	新宿区西新宿 6-8-1 新宿オークタワー 11階	03-6233-6260
㈱宅健ブレインズ	千代田区飯田橋 3-11-14 GS 千代田ビル 5階	03-3239-6407

ご相談窓口

杉並区居住支援協議会事務局（杉並区役所 都市整備部 住宅課管理係）
区役所本庁 西棟 5階 電話：03-5307-0661
※受付時間：午前8時30分～午後17時00分（※土日祝を除く）



【杉並区公式 HP】